平成２８年（フ）第１００号
静岡県島田市東町1548番地の３
債務者　福田　義之
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０１号
静岡県島田市東町1548番地の３
債務者　福田　春男
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０２号
静岡県島田市東町1548番地の３
債務者　福田　成美
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５２号
静岡市清水区港町２丁目４番10号、旧住所静岡市葵区長沼596番地の２　プレミスト東静岡ステーションティアラ312号
債務者　宮下　雄樹
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２８号
静岡市葵区内牧1450番地の９
債務者　小原由利子
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２６６号
静岡市葵区安倍口団地６番５－168号、旧住所静岡市葵区与一３丁目６番27号
債務者　上林彌志春
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２８０号
静岡県藤枝市稲川245番地の１　ルミエールⅠ102号、旧住所静岡県藤枝市潮151番地の４　ハイツブレジール201号
債務者　田村梅三郎
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７３号
岡山市北区川入973番地１川入アサヒマンション101号
債務者　河野　安江
1　決定年月日時　平成28年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月６日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８号
大分県宇佐市安心院町筌ノ口1546番地の１
債務者　江藤　　真
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月25日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１７号
島根県益田市駅前町35番９号
債務者　岡崎　安弘
1　決定年月日時　平成28年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午前10時30分
松江地方裁判所益田支部

平成２８年（フ）第１０１０号
横浜市中区柏葉34－18　オークヒルズ山手201、住民票上の住所横浜市中区山下町92番地２　第10Ｚ西村ビル501号室
債務者　清水　由佳
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６０号
横浜市港南区笹下２丁目19番27号　グランデュール笹下Ａ201
債務者　松本　龍幸
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０７８号
横浜市港北区高田西３丁目２番10号　丸正アパート２号
債務者　新堀　祐樹
1　決定年月日時　平成28年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３９０８号
東京都青梅市野上町２－17－１－101、住民票上の住所東京都東久留米市下里３丁目11－19－208
債務者　伊藤惠美子
1　決定年月日時　平成28年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部